

# 作業環境測定 (1)

作業環境測定士 豊田 豪

## 「作業環境測定」とは？

特定の作業をさせている事業者は必ず「作業環境測定」を行なわなければなりません。

作業環境測定は、事業者（事業を行う者、経営者等）が労働者に特定の作業をさせている場合に測定義務が発生します。作業環境測定を行わなければならないにも関わらず、行つていらない状態で会社運営をしていると、労働基準監督署から指導や、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金があります。

今回は、「作業環境測定」についてご説明したいと思います。

### 【作業環境測定】とは

作業環境測定は、いうなれば作業場の「健康診断」です。事業者が労働者に、特定の有機溶剤のような身体に害のある有害物質が充満している、音が激しく鳴っているような現場で労働させている場合、音が激しく

る場合、労働者の健康が害される可能性があります。作業環境測定は、こういった現場で働く労働者の健康障害を予防する為に、環境中の有害物濃度、音の大きさ等を科学的に評価して、作業環境が良好であるか、そうでないかを判断する為の測定・評価を行う事です。

環境が「良い・悪い」の判断基準は、各物質により異なりますが、環境が良ければ、そこで働く人への悪い影響は少ないという考えになります。事業者が作業環境測定や測定結果に基づく対策を行わず、悪い環境で働かせ続けた場合、そこで働く方は病気になる可能性が高くなるので、測定を行う事が法律で義務付けられています。

労働安全衛生法の第65条第1項では「事業者は、有害な業務を行なう屋内作業場その他の作業

場で、定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い……」とあり、さらに第65条の2では「事業者は、……作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは……、施設または設備の設置または整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない」とされています。

※ 表の赤色の作業場は「指定作業場」といき有資格者（作業環境測定士）に測定を行わせなければならぬ作業場になります。事業者の方は罰則があるからではなく、大切な従業員の健康を守

る為に作業環境測定を実施してください。作業環境測定を測定業者に委託される場合は、精度管理の合格証存年数は作業場の種類によって異なる為注意が必要です。

※ 作業環境測定は別掲の表に掲げる作業場について行う事が労働安全衛生法第65条により義務付けられています。測定頻度、記録の保存年数は作業場の種類によって異なる為注意が必要です。

（株）アイエンス）

表 作業環境測定を行うべき作業場

作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		測定の種類	測定回数	記録の保存年数
①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	気温・湿度・ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3
4	坑内の作業場	炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回
		28°Cを超える、または超えるおそれのある作業場	気温	半月以内ごとに1回
		通気設備のある作業場	通気量	半月以内ごとに1回
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で、事務所の用に供されるもの	一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3
6	放射線業務を行う作業場	放射線業務を行う管理区域	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回
		放射性物質取扱作業室	空気中の放射性物質の濃度	5
		事故由来廃棄物等取扱施設		
7	坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場	坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回 (特別管理物質は30年間)
		特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回
		石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回
8	一定の鉛業務を行う屋内作業場	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては、空気中の酸素の濃度	作業開始前等ごと	3
		第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあっては、空気中の酸素および硫化水素の濃度		
10	有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3

赤部分は作業環境測定士による測定義務あり

出典=(公社)日本作業環境測定協会発行「第35回(令和3年度)全国作業環境測定・評価推進運動リーフレット」